

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案要綱

第一 総則

一 目的等

1 この法律は、ポリ塩化ビフェニルが難分解性の性状を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であること並びに我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とすること。（第一条第一項関係）

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、この法律に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の定めるところによるものとする。（第一条

第二項関係）

二 定義

1 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいうものとする。 （第二条第一項関係）

2 この法律において「事業者」とは、第三の一を除き、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいうものとする。 （第二条第二項関係）

三 事業者の責務

事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において确实かつ適正に処理しなければならないものとする。 （第三条関係）

四 ポリ塩化ビフェニルを製造した者等の責務

ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を製造した者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施す

る施策に協力しなければならないものとする。 (第四条関係)

五 国及び地方公共団体の責務

1 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。 (第五条第一項関係)

2 都道府県は、当該都道府県の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の状況を把握するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないものとする。 (第五条第二項関係)

3 国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する国民、事業者及びポリ塩化ビフェニル製造者等の理解を深めるよう努めなければならないものとする。 (第五条第三項関係)

六 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画

環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定め、これを公表しなければならないものとする。 (第六条第一項及び第三項関係)

七 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

都道府県又は政令で定める市は、その区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画を定め、これを公表しなければならないものとする。 (第七条第一項及び第三項関係)

第二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等

一 保管等の届出

事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分(再生することを含む。以下同じ。)する者は、毎年度、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事に届け出なければならないものとする。 (第八条関係)

二 保管等の状況の公表

都道府県知事は、毎年度、一のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表するものとすること。（第九条関係）

三 期間内の処分

事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないものとする事。（第十条関係）

四 譲渡し及び譲受けの制限

何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならないものとする事。

（第十一条関係）

五 承継

1 事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併に

より設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を承継するものとする。 (第十二条第一項関係)

2 1の規定により事業者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬものとする。 (第十二条第二項関係)

第三 雑則

一 ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る措置

環境大臣は、ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を使用する事業を所管する大臣に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理について都道府県等が当該製品を使用する事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができるものとする。 (第十三条 関係)

二 指導及び助言

都道府県知事は、事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保する

ために必要な指導及び助言をすることができるものとする。 (第十四条関係)

三 協力の要請

環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル製造者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出えんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。 (第十

五条関係)

四 改善命令

環境大臣又は都道府県知事は、事業者が第二の三の規定に違反した場合において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。 (第十六条第一項関係)

五 報告の徴収

環境大臣又は都道府県知事は、事業者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができるものとする。 (第十七条関係)

六 立入検査等

環境大臣又は都道府県知事は、その職員に、事業者等の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることができるものとする。 (第十八条第一項関係)

七 国の措置

国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備を推進し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の確保を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (第二十条関係)

第四 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。 (第二十四条から第二十七条まで関係)

第五 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 検討

政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（附則第二条関係）

三 経過措置

所要の経過措置を定めること。（附則第三条及び第四条関係）